# 大分市佐賀関の火災で被災された皆様へ 生活支援窓口案内(ガイドブック)

大分市佐賀関の大規模火災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。 本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

#### 【本ガイドブックについて】

- ・ きくみみ大分(総務省大分行政監視行政相談センター)が収集した各機関等にお ける支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更します。
- ・ この冊子の最新版は、きくみみ大分(総務省大分行政監視行政相談センター)のホームページの【トピックス】に掲載しています。

#### 【相談の受付について】

きくみみ大分(総務省大分行政監視行政相談センター)では、色々なお問合せやご 相談を受け付けています。お困りになっていることがございましたら、どうぞお気軽 にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル 097-533-1100 受付時間 平日9:00~16:45(受付時間外は留守番電話になります。)
- インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)
  URL: https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/hyouka/soudan.html
- FAX 097-532-3790





### 総務省 大分行政監視行政相談センター

〒870 −0016

大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎4階 電話(代表)097-532-3715

きくみみ大分





## < 目 次 >

相談內容等			ページ
	1	罹災証明書の発行	1
住まいや	2	災害ごみについて	2
身の回りのこと	3	被災者のための住宅提供	3
	4	被災者生活再建支援制度	4
<b>A</b>	5	生活福祉資金の貸付	5
* お金のこと (生活資金、住宅)	6	住宅の建設、補修等の融資	6
一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	7	住宅ローン等の返済	7
	8	労働保険料等の納付猶予制度	8
労働・雇用に関すること	9	労災保険等の給付、 倒産等による未払い賃金の立替払制度	9
	10	失業認定日、指定来所日の取扱い	9
	11	国税の特別措置	10
	12	大分市税の減免措置等	11
	12	大分市が実施する各種支援制度等	12
	13	大分県税の減免措置等	14
▲ 役所の手続・公共料金	14	公共料金の減免措置等	14
H	15	年金に関すること	17
	16	登記済証(権利証)、登記識別情報を 紛失した場合	18
	17	運転免許証を紛失した場合	19
	18	自動車に関すること	21
	19	損害保険に関すること	22
民間の手続のこと	20	生命保険に関すること	23
	21	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	23

#### < 目 次 >

	相談内容等			ページ
†A	事業経営に関すること	22	中小企業・小規模事業者支援措置	24
		23	経営・金融相談窓口 農林漁業者の各種制度資金	27
	医療・健康のこと	24	保険証がなくても医療機関等を受診 できます	28
i i	教育のこと	25	奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	29
7	その他の情報	26	災害ボランティア	30
	てのプログプト	27	消費者トラブル	31
APA	がいこくじんむけ じょうほう 外国人向けの情報・	28	せいかっ 生活 についての 情報 ・相談	32
	そうだんまどぐち <b>相談窓口</b>	29	りょこうちゅう がいこくじん 旅行中 の外国人 のこまりごと 相談	33
7	For Foreign Residents	30	でんわいりょうそうだん 電話 医療 相談	33

令和7年11月18日に発生した強風による災害に係る災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用

- 1 適用区域 大分市
- 2 適用基準 災害救助法: 災害救助法施行令第1条第1項第4号被災者生活再建支援法: 被災者生活再建支援法施行令第1条第2号
- 3 被災者生活再建支援法の適用について

令和7年11月18日に発生した強風による災害(大分市佐賀関の大規模火災)について、 住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認められました。

今後、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、 申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県 センターから支給されます。



## 住まいや身の回りのこと

《市民サポートセンター》の開設

佐賀関地区で発生した火災によって被害を受けられた皆様の生活再建を総合的に支援するた

め、各種手続きや相談などに対応する総合窓口

開設期間:11月21日(金曜日)~当面の間

受付時間:午前9時~午後4時

開設場所:佐賀関市民センター2階 視聴覚室 (大字佐賀関1407番地の27)

お問合せ先:097-575-2419

### 1 罹災証明書の発行



◆ 「**罹災証明書**」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の 減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。

また、被災者支援に関する各種制度に使用するため証明書類が必要な場合、その手数料を免除される場合があります(詳細は申請窓口にお問合せください。)。

#### ◆申請場所

市民サポートセンター(佐賀関市民センター2階 視聴覚室)

防災危機管理課(大分市役所別館5階)

各支所地域担当班

#### ◆ 申請開始時期

対象:住宅が全焼した世帯(現にその住宅に居住していた世帯)

日時:令和7年11月25日(火)午後1時~

時間:平日8時30分~17時15分

※全焼以外の世帯についても、火災が鎮火した以降、順次受付を行います。

受付可能になった場合は、大分市ホームページや避難所内の貼り紙等でお知らせします

【お問合せ先】 防災危機管理課 097-537-5664

### 2 災害ごみについて

- ◆ 火災により発生したごみの取扱いについて
  - 1 持ち込みができないごみ
    - ・通常の生活で発生した家庭ごみ
    - ・事業所から出るごみ
    - ・産業廃棄物
    - ・自動車、バイク
    - ※危険なものを持ち込む場合は、受付の係員にお伝えください。
    - ※ガラス片等でケガをしないように十分に注意してください。
  - 2 排出方法 集積所の誘導員に従って決められた場所に置いてください。
  - 3 集積所

場所 未定

持込時間 9:00~11:00 13:00~15:00

#### ◆ がれき等の撤去について

隣地との境界付近のがれき等の撤去については、所有権の関係からまだ行わないでください。撤去の手続ができるようになりましたら、説明会が開催される 予定です。

#### 【お問合せ先】大分市環境部

集積所について→ごみ減量推進課 097-537-5624 がれきの撤去、自動車等について→廃棄物対策課 097-537-7953

#### 火災現場への立ち入り時の注意事項

#### 《アスベスト対策用のマスクをご使用ください》

火災の現場では、建物の倒壊等によりアスベストを含有する建材が露出している可能性があります。立ち入る場合は、アスベストの暴露を防止するため専用のマスクをご着用ください。

マスクは、佐賀関市民センター2階 視聴覚室 市民サポートセンターで受け取れます。

### 【お問合せ先】環境対策課 097-537-5748

## 3 被災者のための住宅提供

今回の火災でお住まいにお困りの方を対象に、市営住宅等を提供することになります。

1 提供可能な空家住宅(R7.11.23 現在) 公営住宅(県営・市営)、国宿舎 約 100 戸(市内) 応急借上げ住宅(民間賃貸住宅) 約 30 戸

#### 2 入居に関する事項

- ・家賃・・・・・無料
- ・敷金・・・・・無料
- 礼金····無料
- ・光熱水費・・・・自己負担 (電気、ガス、水道、下水道使用料)
- · 入居可能期間

入居可能期間は、各施設で異なるためご希望の施設につきましては、その都度 確認いたします。

市営住宅については、契約日から1年間まで。

#### 3 入居のご相談に関する案内

入居できる住宅の準備が整いましたら、電話で皆様に入居できる住宅のご案内を 行いますので、その後にご相談にお越しください。

■会場:佐賀関市民センター

#### 【お問合せ先】大分市土木建築部 住宅課 097-537-5634

## 4 被災者生活再建支援制度

◆ 令和7年11月18日から大分市の区域内で発生した佐賀関の大規模火災について、 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の対象となりました。 住宅の被害程度、再建方法等に応じて、上限300万円の支援金が支給されます。

制度の名称	被災者生活	再建支援制度			
支援の種類	給付				
		基礎支援金	加算支	援金	合計額
	全壊		建設・購入	200万円	300万円
	解体	100万円	補修	100万円	200万円
	長期避難		賃借	50万円	150万円
			建設・購入	200万円	250万円
	大規模半壊	50万円	補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
			建設・購入	100万円	100万円
	中規模半壊	-	補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
制度の内容	※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ※中規模半壊の世帯については、大分県災害被災者住宅再建支援制度の 半壊世帯と同等の支援になるよう上乗せを行います				建支援制度の
	大分県災害	被災者住宅再建支持	援制度の半壊世	帯と同等の	支援になる
	よう上乗せ	した場合の支給額		ı	
		基礎支援金	加算支	援金	合計額
			建設・購入	100万円	150万円
	中規模半壊	50万円	補修	80万円	130万円
			賃貸	50万円	100万円
該当区域	大分市				
お問合せ先	大分市福祉保侨	建課 097-537-562	23		



## お金のこと(生活資金、住宅)

## 5 生活福祉資金の貸付

- ◆ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費や、住宅の増改築、補修等及び 公営住宅の譲り受けに必要な経費等について、以下の貸付を行うことが可能です。
- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

目的	災害を受けたことによる困窮からの自立更生するのに必要な経費		
貸付限度額	150万円以内		
貸付利率	・無利子(連帯保証人あり) ・年1.5%(連帯保証人なし)		
据置期間	6か月以内		
償還期間	7年以内		

目的	住宅の補修、保全等のために必要な経費
貸付限度額	250万円以内
貸付利率	・無利子(連帯保証人あり) ・年1.5%(連帯保証人なし)
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内

目的	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		
貸付限度額	50万円以内		
貸付利率	・無利子(連帯保証人あり) ・年1.5%(連帯保証人なし)		
据置期間	6か月以内		
償還期間	3年以内		

目的	緊急かつ一時的生計の維持が困難となった場合の少額の生活費
貸付限度額	10万円以內
貸付利率	・無利子(連帯保証人不要)
据置期間	2か月以内
償還期間	1年以内

## 6 住宅の建設、補修等の融資

◆ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では、機構融資(フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含みます。)の返済、災害復興住宅融資等に関する被災された皆さまからのご相談を以下の窓口でお受けします

災害専用ダイヤル: 0120-086-353

(受付:9:00~17:00 祝日・年末年始を除き土日も利用可)

◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせくだ さい。

#### 火災保険等について

1 住宅金融支援機構の特約火災保険を契約されている方

【特約火災保険幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 事故サポートセンター(24時間 365日受付)

フリーダイヤル**0120-727-110** 

※ なお、特約火災保険の事故のご連絡については、インターネットでも受け付けています。

詳しくは、損害保険ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。

https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/other/#sec02

#### 2 1以外の火災保険等を契約されている方

契約されている保険会計等まで直接お申出ください。

## 7 住宅ローン等の返済

◆ 住宅ローン等の返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出 る仕組み(自然災害債務整理ガイドライン)があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

· 全国銀行協会相談室

0570-017-109 (一般電話からは市内通話料金) または03-5252-3772

(受付:月~金(祝日及び銀行の休業日を除く)の9時~17時)

- 自然災害債務整理ガイドライン(全国銀行協会)https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/
- ※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人 事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じる ことが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



## 労働・雇用に関すること

基大な自然災害が発生した地域などについては、労働基準行政に関し、以下の支援などを受けることができます。詳しくは、労働局や最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

## 事業主の皆様へ

### 8 労働保険料等の納付猶予制度

災害の発生に伴い、全積極財産(負債を除く資産)のおおむね20%以上に損失(相当の損失)を受けた場合については、管轄の労働局に申請することにより、最長1年の範囲内(※)に限り労働保険料等について災害猶予を受けることができる場合があります。

※ 原則として、猶予期間の延長はありませんが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、一般猶予を申請することにより、災害猶予の猶予期間と合わせて最長3年以内の範囲で猶予期間の延長が認められる場合があります。

#### ◆ 申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「納付の猶予申請書(災害猶予)」などを提出する必要があります。
- ② 災害がやんだ日(※)から2か月以内に申請する必要があります。 ※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合があります。

【お問合せ先】大分労働局労働保険徴収室 097-536-7095

## 労働者の皆様へ

## 9 労災保険等の給付、 倒産等による未払い賃金の立替払制度

- ✓ 「労災保険」による給付(治療や投薬、休業補償など)の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。
- ✓ 「未払賃金立替払制度」は、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度です。

#### 【お問合せ先】大分労働基準監督署 097-535-1511

## 10 失業認定日、指定来所日の取扱い

- ✓ 通常は「やむを得ない理由」がある場合のみ変更可能ですが、火災や災害による被害は 対象になります。
- ✓ 災害時はさらに緩和され、事前連絡ができなくても、次回認定日にまとめて認定してもらえる特例があります。
- ✓ 求職活動実績がなくても認定される場合もあります(災害救助法適用地域など)。○ 来所することが困難となった場合には、ハローワーク窓口へ連絡をお願いします。

#### 【お問合せ先】 ハローワーク大分 097-538-8609



## 役所の手続き・公共料金

## 11 国税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。
- 1 災害により申告・納税等をその期限までにできないとき(交通途絶等)は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- 2 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- 3 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される(又は徴収された)源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- 4 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます(災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます)。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

大分税務署代表番号 097-532-4171 電話相談センター 0570-00-5901

## 12 大分市税の減免措置等

◆ この火災により被害を受けられた方の中で、一定の要件を満たす方については、市税について、税額が軽減または免除される場合や、申告・納付等の期限が延長される場合などがあります。

【申請窓口】市民サポートセンター (佐賀関市民センター2階 視聴覚室) 【期間】11月25日(火曜日)~12月5日(金曜日) 午前9時~午後4時

#### 1 市税の減免

被災された納税者が一定の要件を満たす場合は、減免申請をすることができます。

#### 2 申告・納付等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、市税に関する申告や納付等をその期限までに 行うことができないときは、期限の延長を申請することができます。

#### 3 納付・納入の猶予制度

被災された納税者が納付・納入できないと認められるときは、その納付・納入する ことができないと認められる金額を限度として、徴収の猶予(一定期間)を申請す ることができます。

詳細については、下記にお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】

- 市民税に関すること市民税課 電話 097-537-5729
- 固定資産税・都市計画税に関すること 資産税課 電話 097-537-5610
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関すること 国保年金課 電話 097-537-5736
- 軽自動車税、事業所税その他税に関すること 税制課 電話 097-537-7314
- ・ 徴収の猶予等に関すること 納税課 電話 097-537-5611

◆ 大分市が実施する各種支援制度等(11月27日時点) https://www.city.oita.oita.jp/o029/saganosekifire/matome.html

※申請時に必要な書類等については、事前に担当課に確認をお願いします。

<b>※甲請時に必要な書類等については、事前に担当課に確認をお願いします。</b>				
支援制度	概要	担当課		
手数料の減免 【住民票・戸籍謄本(抄本)】	災害により、被災者が必要とする住民 票の写し、戸籍謄本(抄本)または戸籍の 記録事項証明書の手数料を減免しま す。	市民課(窓口担当班)		
手数料の減免 【印鑑登録証明書】	災害により、被災者が必要とする印鑑 登録証明書の手数料を減免します。	市民課 (窓口担当班) 097-537-5615		
手数料の減免 【印鑑登録証再交付手数料】	災害により、被災者が印鑑登録証を亡 失した場合の印鑑登録証の再交付手数 料を減免します。	市民課 (住民記録担当班) 097-537-5734		
手数料の減免 【税証明書】	災害により、被災者が必要とする市税 に関する証明書(所得証明書、完納証 明書等)の手数料を減免します。	税制課 (証明担当班) 097-537-5673		
国民健康保険税の減免	災害その他特別な事情により、保険税 の納付が困難であると認められる場合 は、保険税の減免を受けられる場合が あります。	国保年金課 (賦課·資格型班) 097-537-5736		
後期高齢者医療保険料の 減免	災害その他特別な事情により、保険料 の納付が困難であると認められる場合 は、保険料の減免を受けられる場合が あります。	国保年金課 (賦課·資格型班) 097-537-5736		
国民健康保険一部負担金の減 免	災害その他特別な事情により、医療機関で支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金の免除・減額・徴収猶予を受けられる場合があります。	国保年金課 (給付担当班) 097-537-5735		
後期高齢者医療保険一部負担 金の減免	災害その他特別な事情により、医療機関で支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金の免除・減額・徴収猶予を受けられる場合があります。	国保年金課 (給付担当班) 097-537-5735		

国民年金保険料の免除	災害等によって財産などに相当な被害 を受け、保険料の納付が困難となった 場合は、保険料の納付が免除される制 度がありますので、ご相談ください。	国保年金課 (国民年金室) 097-537-5617
介護保険料減免制度	災害その他特別な事情により保険料の 納付が困難な場合は、保険料の減免を 受けられる場合がありますので、長寿福 祉課へご相談ください。	長寿福祉課 (保険料担当班) 097-537-5741
介護保険利用者負担の減免	災害等の事情により居宅サービス等の 自己負担が一時的に困難な要介護者・ 要支援者について保険給付率を引き 上げられます。	長寿福祉課 (介護給付担当班) 097-537-5742
葬斎場使用料の減免	施設利用者が火災、震災、風水害その他これらに類する災害により支払いが困難であると認められる場合、使用料を減免します。	葬斎場 097-597-6671
水道料金の支払い期日延長	お客様から申し出があった場合には、 支払い期日の延期のご相談に応じます。 (令和7年11月請求分〈12月1日納期限〉の 支払期日の延長についても同様)	営業課 (中央料金センター) 097-538-2416
見舞金などその他の支援制度	風水害、震災等(火災含む)の自然災害により被害を受けた小規模企業者の方が、復旧を図るための設備資金が必要な場合に貸付を行います。 【取扱金融機関】大分銀行・豊和銀行・大分信用金庫・大分みらい信用金庫・大分県信用組合・商工中金・三井住友銀行・西日本シティ銀行・伊予銀行・北九州銀行・肥後銀行・愛媛銀行(大分市内の本・支店)	創業経営支援課 097-585-6029

### 13 大分県税の減免措置等

令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災によって被害を受けられた方が、一定 の条件を満たした場合、県税について軽減または免除される場合があります。

また、今回の災害により納付すべき県税を一度に納付できないときには、申請により徴収猶予が認められる場合があります。

#### 【お問合せ先】大分県税務課課税班 097-506-2384

### 14 公共料金の減免措置等

◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、当該災害の被災者に対し、 支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う 場合があります。

#### 《水道料金》

被災された住民に対して、以下のとおり、水道料金のお支払い期日の延期など、各種ご相談に応じます。

- 1 水道料金のお支払い期日の延長申し出があった場合には、市は期日の延期の相談に応じる
- 2 水道使用中止の手続き 上下水道局にて、11月18日付けで水道使用中止を行う

#### 【お問合せ先】 大分市上下水道局 営業課 097-538-2416

#### 《九州電力》

電気料金の支払期日の延長

- 1 不使用月または不使用日の電気料金の免除
- 2 工事費負担金等の免除
- 3 基本料金の免除

※申し込みには、原則として、罹災証明の提出が必要

#### 【お問合せ先】 九電ネクスト大分営業所 0120-761-379

#### 《NTT西日本》

台風・大雨・地震等、各種災害により、被災および避難されたお客さまの電話料金等の取扱いを次のとおりといたします。

#### 1. 電話サービスの基本料金等の取り扱い

台風・大雨・地震等、各種災害に伴う避難指示等で実態的に当社サービスがご利用できなかった場合には、お客さまからのお申し出に基づき、その期間の基本料金等を無料とします。

#### 2. 電話サービス以外の電気通信サービスの取り扱い

フレッツ光、スマート光ビジネスWi-Fi、セキュリティおまかせプラン等の電話サービス以外の電気通信サービス料金についても、電話サービスに準じた取扱いとします。

#### 3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客さまからのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1か月間延長します。

#### 4. 移転工事費の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客さまからのお申し出に基づき、無料とします。

#### 【お問合せ先】 局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-200-0116

<受付時間:午前9時~午後5時 十日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く>

#### 《docomo》

#### 料金の支払期限の延長

災害救助法適用日から1か月以内に支払期限を迎える請求書について、支払期限を記載の日付から1か月間延長します。

#### 1. 料金の減免について

避難などによって実質的にNTTドコモビジネスサービスを全くご利用できなかった場合には、お客さまのご申告にもとづき、当該期間のご利用料金(回線基本料、定額料、付加機能使用料など)の減免を行います。

#### 2. **工事費について**

このたびの被災による建物損壊で、仮住居などへの移転工事などが生じた場合の工事費を無料とします(NTTドコモビジネスサービスに関する工事に限ります)。

#### 【お問合せ先】ビリングカスタマセンタ 0120-506-100

(9:00-17:00、土日祝日を除く)

#### 《ソフトバンク》

料金支払期限の延長(支払期限を請求書記載の日付から1カ月延長)

- 1. 故障・修理費用の減免
- 2. データ復旧サービスの無償化
- 3. 代替機の破損時などの賠償金および延滞金の無償化
- 4. 一部手数料の無償化
- 5. 端末貸し出し支援

#### 【お問合せ先】157(※ソフトバンク携帯) フリーコール:0800-919-0157

受付時間:午前10時~午後7時

**《KDDI》** 

#### 基本料金などの減免

- 1. 利用料金の支払い期限の延長
- 2. 一部手数料の減免
- 3. 移転時の工事費などの取扱い
- 4. レンタル機器の取扱い

被災によるレンタル機器の破損、紛失については、申告により無償で交換

【お問合せ先】 (受付時間 9:00~20:00 年中無休/通話料無料)

au携帯電話から:局番なし**157** au以外の携帯電話、一般電話から:**0077-7-111** 

上記番号がつながらない場合:0120-977-033

#### 《楽天モバイル》

実施期間:令和7年11月19日~令和7年12月31日

- 1. 楽天モバイル(楽天回線)、楽天モバイル(ドコモ回線・au回線)におけるSIMカード 再発行手数料を無料化(※楽天モバイル(楽天回線)をご利用のお客様は、eSIM再発行 手数料は無料のため、SIMカードのみが対象となります。)
- 2. 受付手続きの緩和

災害救助法が適用された地域に「契約者住所」またはRakuten Turboの「設置先住所」があるお客様におかれましては、「楽天モバイルショップ」にて各種手続きを行う際の身分証明書の提示は不要とさせていただきます。

3. 料金お支払い期限の延長

被災されたお客様のお申し出により、7年11月ご請求(7年10月ご利用)分について、請求書のお支払い期限を、7年12月31日(水)まで延長いたします。

※ご希望のお客様は、7年11月30日(日)までに以下にお申し出ください。

【お問合せ先】電話番号:050-5212-6915 9:00 ~ 17:00 (年中無休)

#### 《NHK受信料》

#### 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼程度の被害を受けた建物の受信契約

#### 1 免除の期間

令和7年11月から令和7年12月まで(2か月間)

#### 2 免除の手続

- ・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

#### 【お問合せ先】大分放送局経営管理企画センター 0975-33-2830/0570-077-077

### 15 年金に関すること

#### 1. 国民年金に加入の方

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有する住宅、 家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたとき は、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

#### 2. 事業主、船舶所有者の方

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により財産に相当の損害を受け、納付者が納付すべき保険料(厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金)の納付が困難となった場合は、事業主の申請に基づき、保険料の納付の猶予を受けることができる場合があります。

#### 3. 年金受給権者の方

次の年金・給付金の受給権者等(※)で、所得があるために年金の一部または全部が支給停止されている方で、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づきその損害を受けた月から翌年の7月までの支給停止を行いません。

なお、翌年に、その前年の所得確認を行いますが、前年の所得が年金・給付金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡って支給停止が行われますので、あらかじめご了承願います。

- (※)対象となる年金・給付金の受給権者等
  - ✓ 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
  - ✓ 老齢福祉年金の受給権者
  - ✓ 特別障害給付金の受給資格者

#### 4. 被災に伴う各種手続き

その他の被災に伴う各種手続きについてもご相談ください。

- 被災に伴い保険料の納付書を紛失したとき(再発行の手続き)
- 被災に伴い年金証書、年金手帳を紛失したとき(再発行の手続き)
- 家屋の流失等により郵便物が届かないとき(現況届、生計維持確認届、年金請求書等)
- 年金受給者である家族が行方不明、または死亡したとき
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】

大分年金事務所 097-552-1211

大分市 市民部国保年金課国民年金室 097-537-5617

### 16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

◆ 土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を**紛失したことによって土地・建**物の所有権等の権利を失うことはありません。

なお、焼失・紛失した権利書を再発行することはできませんが、所有権移転や抵当権設定 登記の際には、権利証に代わる本人確認の手続きがあります。**焼失・紛失したことで何らか の手続きを取っていただく必要はありません。** 

詳しくは、法務局にお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】大分地方法務局 097-532-3161

## 17 運転免許証を紛失した場合

◆ 令和7年11月の大分市佐賀関の大規模火災により被災された方に対して、生活の再建等に 必要な手数料について全額減免します。

災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等 の手数料が免除されます。

#### 1. 対象となる方

令和7年11月の大分市佐賀関の大規模火災により被災された方

#### 2. 対象となる手数料の名称及び金額

	手 数 料 の 名 称	金額/件
警察証明(遺失届出証明)		400円
運転免討	午証交付	2,550円
運転免討	午証再交付	2,600円
仮運転的	<b>克許証再交付</b>	1,050円
特定免討	午情報記録	1,500円
特定免討	午情報記録(再交付と同時)	100円
運転経	<b>陸証明書交付</b>	1,150円
運転経	<b>陸証明書再交付</b>	1,150円
運転経	<b>性情報記録</b>	900円
運転経	歴情報記録(再交付と同時)	100円
自動車	呆管場所証明	2, 200円
道路使用	用許可	2,400円
道路使用許可証再交付		600円
風俗営業許可証再交付		1, 200円
風営特例風俗営業者認定証再交付		1, 200円
性風俗関連特殊営業届出確認書再交付		1, 200円
	許可証再交付	1,300円
古物	許可証書換え	1,500円
	警備員指導教育責任者資格者証再交付	1,800円
警備業	機械警備業務管理者資格者証再交付	1,800円
警備員検定合格証明書再交付		2,000円
警備員検定合格証明書書換え		2, 200円
所持許可証再交付		1,900円
銃砲 所持許可証書換え		1,600円
駐車監視員資格者証書換え交付 2,100円		2,100円
駐車監視員資格者証再交付 1,800円		

#### 3. 申請手続に必要な書類等

手数料減免申請書(警察署等の窓口でお受け取りください。) 市町村が発行する「罹災証明書」等

#### 4. 減免対象者で既に手数料を納付された方

手数料を既に納付している場合で、この手数料の還付を請求される場合の手続は次のとおりです。

#### (1) 必要書類等

上記3の書類等に加えて、還付請求書が必要となります。

(警察署等の窓口でお受取ください。)

#### (2) 還付手続場所

申請した警察署等で手続をしていただくことになりますが、遠方である等の 理由により困難な場合は、電話によりご相談ください。

#### (3) 還付方法

還付金は口座振込となります。本人名義の口座の金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号が必要ですので、通帳又は前記の内容のわかるメモ等を持参してください。

#### 5. お問合せ先

- ○運転免許関係については、**運転免許センター(097-528-3000)**にお尋ねください。
- ○車庫証明関係のワンストップサービスでの申請については、減免申請はできません。 ただし、還付請求の手続ができますので、警察本部交通規制課 (097-536-2131) まで連絡してください。
- ○その他の申請については、**最寄りの警察署**にお尋ねください。

### 18 自動車に関すること

#### 被災自動車の廃車(永久抹消登録)手続

自然災害による浸水や破損により自動車が使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレートが手元になくても、廃車(永久抹消登録)手続を行うことができます。

印鑑証明書及び実印、自動車登録番号(ナンバー)又は車台番号の情報、罹災証明 書が必要となります。

また、廃車にした自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

#### 自然災害により自動車に被害を受けた場合の自動車重量税の還付制度

自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局(自動車検査登録事務所)または軽自動車検査協会事務所において自動車の永久抹消登録または滅失・解体の届出の手続を行い、自動車重量税の還付申請書を提出することにより、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車の所有者の方は、運輸支局または軽自動車検査協会において永久抹消登録の手続を行うのと同時に、還付申請書(※)の提出を行ってください。

※『被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書(自然災害用)』は国税局ホームページでご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/annai/23120160.htm

詳しくは、大分運輸支局にお問い合わせください。

#### 【お問合せ先】大分運輸支局 050-5540-2087 (登録コールセンター)

自動車の廃車(永久抹消登録)で自動車税(軽自動車を除く)と自賠責保険の還付金が発生する場合もあります。自動車税は県税事務所、自賠責保険は加入している保険会社にお問い合わせください。



## 民間の手続のこと

## 19 損害保険に関すること

◆ 日本損害保険協会からのお知らせ

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた等の場合、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について、以下のとおり継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予いたします。

詳細は、ご契約の損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

- 1. 継続契約の締結手続き猶予 災害救助法の適用日から2か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締 結手続きについて猶予いたします。
- 2. 保険料の払込猶予 災害救助法の適用日から2か月後の末日までに払い込むべき保険料の払込について猶予いたします。

#### ◆ 損害保険に関する相談

- 契約の損害保険会社
- ◆ そんぽADRセンター 電話:03-4332-5241(受付時間 平日 9:15~17:00)
- ◆ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約 に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。
  - ◆ 一般社団法人 日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」 電話:0120-501-331 (受付時間 平日 9:15~17:00)
  - ◆ 一般社団法人 外国損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」 電話:03-5425-7850 (受付時間 平日 9:00~17:00)

※損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

## 20 生命保険に関すること

1. 保険料払込猶予期間の延長

生命保険各社は、お申し出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長します。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い 生命保険各社は、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な 取扱いをします。

#### ◆ 契約照会制度のお知らせ

生命保険協会は、災害救助法が適用された地域においてご家族等が被災し死亡または行方不明となった場合で、当該災害による家屋等の流失または焼失等により生命保険契約に関する請求が困難な場合に当該ご家族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無の照会に対応します。利用料は無料です。

災害時受付専用連絡先(生命保険相談所) 0120-001731

【受付時間】月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

### 21 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 大分県内の各金融機関は、被災者には預金の払い戻しなどで柔軟な対応
- 1 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載 及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又 は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

#### 【お問合せ先】各金融機関の店舗

日本郵政グループは19日、災害救助法が適用された大分市の被災者を対象に、郵便貯金などの非常取り扱いを始めました。

- ✓ 12月18日まで、通帳や印鑑を紛失した場合でも、1人最大20万円まで貯金の払い戻しを 受け付ける。
- ✓ かんぽ生命保険の料金の支払いについても、猶予期間を最長6か月まで延長する。



## 事業経営に関すること

## 22 中小企業・小規模事業者支援措置

#### 大分市災害対応資金

◆ 対象者の要件: 国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象となる者

◆ **特記事項:**申込時に被災証明の提出が必要

◆ 信用保証料率: 年0.5%~2.2% (信用保証料は市が全額補助します)

資金使途:設備資金 融資限度額:2,000万円 融資利率:年0.9%

申込先:大分市内の金融機関(お問合せ先で要確認)

詳細については、問合せ先に確認

【お問合せ先】商工労働観光部創業経営支援課 097-585-6029

#### 九州経済産業局「特別相談窓口」

#### ◆ 相談窓口

九州経済産業局 産業部 中小企業課

住所:福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館

電話:092-482-5451

#### ◆ 設置期間

令和7年11月20日から当分の間 9時00分~12時00分、13時00分~17時30分(年末年始を除く平日)

#### 1 特別相談窓口の設置

	機関名	5	支店名	連絡先
大分県	日本政策金融公庫	大分支店	中小企業事業	097-532-4106
大分県	日本政策金融公庫	大分支店	国民生活事業	0570-095-575
大分県	日本政策金融公庫	別府支店	国民生活事業	0570-095-765
大分県	商工中金	大分支店		097-534-4157
大分県	大分県信用保証協会			097-532-8246
大分県	別府商工会議所			0977-25-3311
大分県	大分商工会議所			097-536-3131
大分県	中津商工会議所			0979-22-2250
大分県	日田商工会議所			0973-22-3184
大分県	佐伯商工会議所			0972-22-1550
大分県	臼杵商工会議所			0972-63-8811
大分県	津久見商工会議所			0972-82-5111
大分県	豊後高田商工会議所			0978-22-2412
大分県	竹田商工会議所			0974-63-3161
大分県	宇佐商工会議所			0978-33-3433
大分県	大分県商工会連合会			097-534-9507
大分県	大分県中小企業団体中央会			097-536-6331
大分県	大分県よろず支援拠点			097-537-2837
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
九州	中小機構 九州本部 企業支	援部 企業支	援課	092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部中小企	業課		092-482-5451

#### 2 災害復旧貸付の実施

今般の火災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、大分 県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。

#### 3 セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された大分県大分市において、今般の火災の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

#### 4 既往債務の返済条件緩和等の対応

大分県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済 猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などにつ いて、今般の火災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応 するよう要請します。

#### 5 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された大分県大分市において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

#### 【1及び5に関するお問合せ先】

中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-1511 (内線 5251~3)

#### 【2から4に関するお問合せ先】

中小企業庁 金融課 03-3501-1511 (内線 5271~5)

### 23 経営・金融相談窓口、農林漁業者の各種制度資金

#### 【大分県】

大分県では、令和7年11月18日の大分市佐賀関での大規模火災を受け、中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、経営・金融に関する特別相談窓口を設置しました。

#### 【大分市佐賀関の大規模火災に関する経営・金融特別相談窓口】

1 開設場所

県庁本館 7 階 商工観光労働部 経営創造・金融課内

2 開設期間・時間

令和7年11月20日から令和8年5月20日 9時00分~17時00分(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

3 連絡先

(経営に関すること) 電話:097-506-3223 (金融に関すること) 電話:097-506-3226

※来庁される場合は予め連絡をいただいた方が対応がスムーズです

#### 【大分市佐賀関の大規模火災に関する農林水産事業者向け金融等相談窓口】

1 開設場所

大分県農林水産部 団体指導・金融課内

2 開設期間・時間

令和7年11月20日(木曜) ~ 当分の間 9時00分~17時00分(土日祝日を除く)

3 連絡(相談)先

電話番号 097-506-3601 または 097-506-3610 ※団体指導・金融課 管理・金融班



## 医療・健康のこと

## 24 保険証がなくても医療機関等を受診できます

#### ◆ マイナ保険証・資格確認書等がなくても、医療機関等を受診できます。

当該災害の被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受診することができます。

- 1. 氏名
- 2. 生年月日
- 3. 連絡先(電話番号等)
- 4. 住所(国保・後期の被保険者)もしくは事業所名(被用者保険の被保険者)
- 5. 加入している組合名(※国保組合の加入者のみ)

詳細については、健康保険組合あるいは、受診先の医療機関窓口にてご相談ください。



## 教育のこと

## 25 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

独立行政法人日本学生支援機構は、災害により被害を受けた学生等への支援策を下記のとおり受け付けます。

#### 1 給付奨学金(家計急変採用)/貸与奨学金(緊急採用・応急採用)

- 対象者:災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方。(災害 救助法適用地域※の世帯の学生等)
- 申込方法:在学している学校を通じて申し込む。
- 奨学金の種類:給付奨学金、第一種奨学金(利子なし)、第二種奨学金(利子付)

#### 2 減額返還・返還期限猶予

- 対象者:災害等により奨学金の返還が困難となった方
- 願出方法:「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

#### 3 JASSO 災害支援金

- 対象者:災害により学生等本人やその父母等が現に住んでいる家が、半壊(半流出 ・半埋没及び半焼失を含む)以上の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いたりした方。(外国人留学生を含む)
- 申請方法:在学している学校を通じて申し込む。
- 支給額:10万円(返還不要)

奨学金相談センター ナビダイヤル

0570-666-301 9:00~20:00 月曜~金曜(祝日年末年始除く)



## その他の情報

## 26 災害ボランティア

#### ○一般ボランティアについて

一般ボランティアの募集および詳細につきましては調整中です。今後の続報は、大 分市社会福祉協議会のホームページやFacebookをご確認ください。(電話でのお問 い合わせは極力お控えください)

大分市社会福祉協議会ホームページ https://www.oita-syakyo.com/

#### ○専門(技術系)ボランティアについて

今後、支援活動に入ることを希望される団体は、大分県災害中間支援組織おおいた 災害支援つなぐネットワーク(O-Link)へお問い合わせください。(**電話でのお問い合わせは極力お控えください**)

ホームページ https://oitasaigaishien.wixsite.com/home/

炊き出し、支援物資については、事前に市への登録や調整が必要ですので、下記に ご確認ください。

炊き出し:大分市役所 指導監査課 (097-537-5740) 支援物資:大分市役所 商工労政課 (097-537-5625)

## 27 消費者トラブル 災害に便乗した悪質商法にご注意ください!

#### 災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。特に最近は「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

災害に便乗した、悪質な勧誘・商法の例

- 修理に関するトラブル
  - ✓ 住宅に業者が危険度を示したはり紙をして工事を促す。危険度判定は市町村が行いますので、このような場合は市町村へ連絡してください。
  - ✓ 「早く工事(修理)を行わないと大変なことになる」と不安をあおる。
- 義援金(寄付)に関するトラブル
  - ✓ 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を求めた。
  - ✓ ボランティアを名乗る女性からを募金求める不審な電話があった。
- その他
  - ✓ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求する。
  - ✓ 補助金申請の代行をしてあげると言って、金銭を要求する。

#### 【不審・不安に思ったら】

窓口名	電話番号	備考	
大分県消費生活センター	0 9 7 - 5 3 4 - 0 9 9 9	月〜金(祝日を除く):9:00〜17:30日(第3を除く):13:00〜16:00	
消費者ホットライン	局番なしの「188」	お近くの消費生活センター等の相談窓口につなぎます。	
最寄りの警察署 又は警察安全相談	#9110	24時間対応	



# がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち 外国人向けの情報・相談窓口

## For Foreign Residents

## 28 生活についての情報・相談

◆ 外国人 生活 支援 ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

おおいたけんがいこくじんそうごうそうだん

◆ 大分県 外国人 総合 相談 センター Oita Information & Support Center

大分市佐賀関の大規模火災に伴い、大分県災害時多言語情報センターを設置しました。

【電話での相談窓口】

対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語

受付時間:8時30分から17時15分まで(休日を除く月曜日から金曜日)

電話番号:097-506-2047、2048 詳細はURLをご確認ください

URL: https://www.pref.oita.jp/soshiki/10140/tagengo240829.html

◆ 多言語災害情報 Disaster Information

県 HP (災害時多言語情報センター)

https://www.pref.oita.jp/soshiki/10140/saigai-tagengo.html

Facebook https://www.facebook.com/oitakokusai/

気象庁(Japan Meteorological Agency、气象厅 기상청)

https://www.jma.go.jp/jma/indexe.html

NHK WORLD-JAPAN

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/

## 29 旅行中の外国人のこまりごと相談

◆ Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 JNTO)

050-3816-2787(24時間、365日対応)

对応言語:英語、中国語、韓国語、日本語

びょうき じ こ きんきゅう じあんない さいがい じあんない いっぱんかんこうあんない 対応範囲:病気、事故等の 緊急 時案内、災害時案内、一般観光案内

#### でんわいりょうそうだん **30 電話医療相談**

Telephone consultation for medical matters

AMDA国際医療情報センター 03-6233-9266

月曜日~金曜日 10:00~16:00 (やさしい日本語で対応)

・ 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、 地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。

言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。